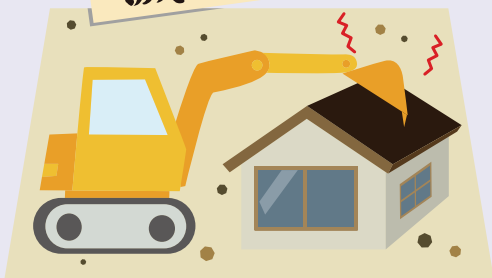


老朽空き家を取り壊した後の、 **滅失登記**は お近くの土地家屋調査士に ご相談ください。

建物滅失登記申請は法律上の義務です！

滅失登記



登記された老朽空き家を取り壊した場合、建物が存在しなくなっても、法務局に建物滅失登記を申請しなければ、建物の登記簿はそのまま残り続けます。そのままにしておくと、建物を新築したり、土地売買の時に問題になりかねません。法律上、取り壊してから一ヶ月以内に、滅失登記申請が義務付けられています。相続が発生していても大丈夫ですから、お近くの土地家屋調査士にご相談ください。

土地家屋調査士のことなら……

愛媛県土地家屋調査士会

検索

境界
紛争

ゼロ
宣言

愛媛県土地家屋調査士会

〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号

TEL (089) 943-6769

<http://www.e-chosashi.or.jp/>

